

## 速水房常『職原鈔 校訂』覚書：版本『職原抄』書誌考（一）

今西，祐一郎  
九州大学大学院人文科学研究院文学部門：教授：国文学

<https://doi.org/10.15017/10297>

---

出版情報：文學研究. 105, pp.1-37, 2008-03-01. 九州大学大学院人文科学研究院  
バージョン：  
権利関係：

# 速水房常『職原鈔校訂』覚書

— 版本『職原抄』書誌考（一） —

今西祐一郎

—

『太平記』で知られる南北朝時代に、南朝の重臣として活躍した村上源氏の裔北畠親房は、『神皇正統記』を著して南朝の正統を主張した、古来著名の人物である。とりわけ南朝正閏論を採用した近代日本では、楠正成とならぶ皇国史観下の英雄であった。しかし、彼にはもう一つの顔がある。それは『職原抄』の著者としてである。

『神皇正統記』が「日本帝王代々後醍醐天皇ノ時マテノ事ヲイカニモアラク〈ト記〉」（林羅山『日本書籍考』）した史書であるのに対して、『職原抄』は律令制下の官職の解説書、有職故実書である。

現代人には、前者『神皇正統記』の方が歴史書として親しみやすいけれども、近世における出版は後者『職原抄』が前者を圧倒しており、恐らく知名度もまた然りであったであろう。

職原シの根を掘て出す北畠（『日本史伝川柳狂句』十六）

『職原抄』という書物がいかに重視されていたか、それは慶長四年の後陽成天皇による古活字勅版の刊行に際し

て、『日本書紀神代卷』、『古文孝経』、『四書』とともに『職原抄』が出版されたことから窺われる。国書としては『日本書紀』とならぶ双璧、という評価である。それ以後も整版本盛行以前の慶長年間に古活字版として出版された。

それに対して、『神皇正統記』の版行は、江戸初期慶安二年と幕末慶応二年の二回のみ。後述するように、整版本の時代になって寛永以前、正保、万治、延宝、延享にそれぞれ異なる版で上梓され、注釈書もそれに劣らず出版された『職原抄』との需要の差は明らかである。

『職原抄』はこのように江戸時代において版を改めたたびたび出版されたが、その本文は、ほぼ一貫して同じ本文であった。すでに指摘されているとおり、それは、慶長勅版を承け、清原秀賢の跋文を添えて慶長十三年に出版された古活字版『職原抄』の本文である。すなわち、無刊記整版（寛永十一年以前刊―後述）、正保版、慶安版、万治版、延宝版を通して、本文上・下二巻に加え、「補遺」、「後附」ならびに次に掲げる清原秀賢の跋を付載した、慶長十三年刊の古活字版『職原抄』の本文が流布してゆく（勅版および伏見宮版は秀賢の跋がない）。

官位職員科目備令條雖載之 上古風儀輒難識量多端也而

今此鈔者外頭除書之體內含 令式之儀而模周典之職配唐

官之名又述自中古覃當時諸 家昇進旨趣殆如指掌也是以

桃華禪閣被加格言尤可謂官 位職掌之龜鑑者也爰中原職忠

欲鏤梓之余需校讎因聚考數 本從其宜而已并可便覽者七

八科附其後

于岬慶長戊戌夏四月蚯蚓出日 吏部少卿清原秀賢誌

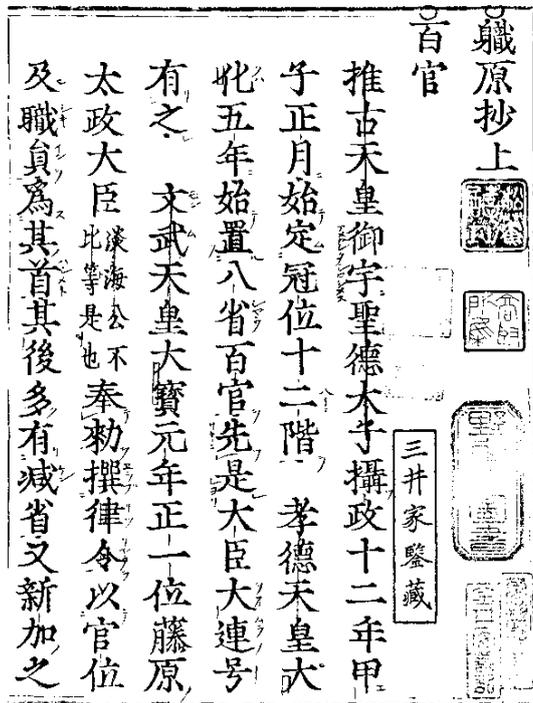
なお慶長十三年古活字版には、「補遺」の末尾（「後附」の前）にも、勅版および伏見版に見えない、次のような一条兼良の識語が見え、これもまた以後の整版諸本に継承されている。

此抄者北畠准后大納言源親房所 集也百官之始末諸家之勝劣殆如  
指掌宜着眼耳

桃華老人

二

整版最初の『職原抄』は、慶長十三年刊古活字版の覆刻とおぼしく、被せ彫りに際して、送り仮名、返り点等を加える。ただし、慶長十三年の刊記を有する古活字版『職原抄』には少なくとも二種あり、寛永期刊の整版はその一つの覆刻であるが、この点については別稿に譲る。



古活字版（慶長十三年刊）一本 一丁表

職原抄上

百官

推古天皇御宇聖德太子攝政十二年甲子正月始定冠位十上階 孝德天皇太化五年始置八省百官先是太臣太連号有之 文武天皇太寶元年正一位藤原太政大臣淡海公不奉勅撰律令以官位及職員爲其首其後多有減省又新加之

無刊記整版 一丁表

管見ではこの覆刻整版本に刊記のあるものを見ないが、寛永十一年の書き入れを有する一本があり、寛永十一年を下らざる江戸初期の刊である（『群書解題』には「寛永五年の整版の刻本もある」と記すが、未見）。古活字版（および勅版）が題号を『職原鈔』に作るのを承けて、整版本も身扁での「職」に作る。ただし、この寛永期刊『職原鈔』整版本には異版が見出される。『職原抄』本文に付けられた傍訓の有無・相違はさておき、本文の違いとして目に付くのは、上卷二四丁表、陰陽寮の四等官「漏刻博士」の唐名に「挈壺正」とする版と「挈壺郎」とする版の二種がある。古活字版は「正」である。以下の解説では、古活字版同様「正」に作る版を甲本とし、「郎」を乙本とする。甲乙いずれも無刊記本であるが、後に甲本には平野屋佐兵衛板、乙本には田原仁左衛門板が出る。

天文博士 權 相當正七位下 唐名司天 又靈臺郎

天文道任之近代五位已上任之

漏刻博士 權 相當從七位下 唐名司辰 或司辰司刻 擊壺正

五位六位共任之

內匠寮 令外 唐名少府 掌工匠事但近代木工修理知其事頗似無其實

頭一人 無權官 相當從五位上 唐名少府監 或中匠令

諸大夫及諸道五位等任之

天文博士 權 相當正七位下 唐名司天 又靈臺郎

天文道任之近代五位已上任之

漏刻博士 權 相當從七位下 唐名司辰 或司辰司刻 擊壺正

五位六位共任之

內匠寮 令外 唐名少府 掌工匠事但近代木工修理知其事頗似無其實

頭一人 無權官 相當從五位上 唐名少府監 或中匠令

諸大夫及諸道五位等任之

無刊記整版(甲本) 上卷二十四丁表 [擊壺正]

無刊記整版(乙本) 上卷二十四丁表 [擊壺郎]

寛永年間刊と目される最初の整版に続いて、正保二年に、勅版以来一面八行であつた版面を九行にする新たな整版本が出版された。刊記は「正保貳曆九月上旬重刊」、書肆を記さない本が多いが、「室町通鯉山之町 小嶋市郎右衛門梓行」、「田邊作右衛門板」と記した版も見出される。本文は寛永版甲本と同じく「漏刻博士」条を「挈壺正」に作り、慶長十三年古活字版の清原秀賢の識語も備えるが、題号は今日通行の「職」字に作る。

正保版は、寛永年間刊本とは本文もさることながら一行の字詰・字数も同一であり、各面一行増やすことにより、上卷では七丁、下卷では八丁紙数を節減している。

百官  
職原抄上

推古天皇御宇聖德太子攝政十二年甲子正月始定冠位十二階孝德天皇大化五年始置八省百官先是大臣大連号有之文武天皇太寶元年正一位藤原太政大臣淡海公不承勅撰律令以官位比等是也及職負為其首其後多有減省又新加之官謂之令外官但内大臣中納言等太寶

正保二年刊 上卷一丁表

次いで万治二年には、正保版を縮小した袖珍本（版面は縦二二纏前後、横八・五纏）が刊行された。一面九行、版面の字詰め、題号の「職」字、「漏刻博士」条の「挈壺正」など、すべて正保版に同じ。刊記は「萬治二己亥曆林鐘中旬 林和和泉掾板行」。なお本書万治版には、同じ版元の異版が見出されるが、その考察も別稿に譲る。

職原抄上  
百官

推古天皇御宇聖德太子攝政十二年甲午正月始定冠位十二階孝德天皇大化五年始置八省百官先是太臣太連等有之文武天皇太寶元年正位藤原太政大臣兼御公不奉勅撰律令以官位及職負爲其首其後多有減省又新加之官謂之令外官但内大臣中納言等太寶

万治二年刊（小本） 上卷一丁表

その後、延宝七年には、題箋に『改正職原抄』（内題は『職原抄』）と銘打って、新たな整版本が刊行された。正保版の端正な字体に比して、やや碎けた版面であるが、一面九行で字詰めも正保版に全く同じである。ただし、「漏刻博士」条は正保版の「挈壺正」ではなく、寛永版乙本の「挈壺郎」で、下巻末の秀賢識語を欠く。刊記は「延宝七年巳未二月吉日 井筒屋六兵衛 開板」。

職原抄上  
百官  
推古天皇御宇聖德太子攝政十二年甲子正月始定冠位十二階 孝德天皇大化五年始置八省百官先是大臣大連等有之 文武天皇大寶元年正一位藤原大政大臣心等是也奉勅撰律令以官位及職負為其首其後多有減省又新加之官謂之令外官徂内大臣中納言等大寶

延宝七年刊 上卷一丁表

三

近世における『職原抄』の出版は、延宝版までは慶長十三年刊古活字版本文の踏襲であったが、有職学の進展によつて、『職原鈔』の本文批判が課題となるにいたる。その中心となつたのは、『源氏官職故実秘抄』や『紫式部日記傍注』、『枕草子装束抄』などで知られる壺井義知で、その成果は大部の『職原抄』注釈『職原鈔通考』を経て、享保三年刊の『職原鈔弁疑私考』にまとめられ公刊されることになる。

その壺井義知を師とする速水房常（元禄十三年〜明和六年）が延享四年、『職原鈔校訂』と銘打つて、新たな『職原抄』を刊行した。

正保版以後、諸版いづれも、古活字版・寛永版と一行の字詰めは同じくしながらも一面の行数を古活字版・寛永

版の八行から一行増やした九行本であったのに対し、延享四年刊の『職原鈔校訂』は、古活字版・寛永版と同じ八行本に戻る。のみならず版面を熟視すると、該書の本体は寛永版であり、それを基に諸処に傍記や圈点、入れ木(埋木)による改訂を施していることが看取される。

職原鈔上

百官

速水房常校訂

推古天皇御宇聖德太子攝政十二年甲子正月始定冠位十二階。孝德天皇太化五年始置八省百官。先是大臣太連、太有之。文武天皇太寶元年正一位藤原太政大臣淡海公不比等是也奉勅撰律令以官位及職負爲其首。其後多有減省又新加之。

延享四年刊『職原鈔校訂』上卷一丁表

校訂者速水房常は京都の故実家で、『諸家知譜拙記』の校訂や『職原須知』など有職故実に関する書を多数著した。延享版下巻末には、

右職原鈔及補遺後附。坊間所行。舛誤衍脫。不爲尠矣。今質諸舊本。考諸古記。改其顯誤。存其可疑。旁書之圈之。若夫相當唐官。固係後人所加也。故據官位

令等<sup>二</sup>。改正填補<sup>スト</sup>二云。

延享丁卯孟春 速水房常謹識

という房常の跋を付す。流布版本『職原抄』本文の杜撰を指摘するこの跋に、房常の師壺井義知の名は見えないが、本書の校訂は、壺井義知の『職原鈔弁疑私考』に拠るといつても過言ではない。そしてこの書『弁疑私考』は、「現在に至るまで、『職原鈔』の注釈書としてもっとも優れた書」（加地宏江『中世歴史叙述の展開——『職原鈔』と後記軍記——』平成十一年、吉川弘文館刊）と評される名著であった。

校訂の多くが傍記や余白・行間への補刻という形式であるのは、前述したように延享版が新刻ではなく、無刊記調整版本を利用したとことと関連するのであろう。傍記によって校訂した『職原抄校訂』と、その寛永期版本とを比較に供す。

之其外<sup>毎</sup>皆給諸國目一人史生一人是  
 分其俸之儀也  
 准三官大臣者每年給官爵爵即從五  
 位下官乃掾若内官也如三官之儀  
 少納言三人<sup>相當從五位下  
唐名給事中</sup>  
 昔者重職也三人必兼侍從拾遺補闕  
 之任也弘仁御宇置藏人所之後其職  
 掌遷於侍中仍少納言只掌鈴印等事

『職原鈔校訂』 上卷十二裏

之其外皆給諸國目一人史生一人是  
分其俸之儀也

准三官大臣者每年給官爵爵即從五  
位下官乃掾若內官也如三官之儀

少納言三人 相當從五位下  
唐名給事中

昔者重職也三人必兼侍從拾遺補闕  
之任也弘仁御宇置藏人所之後其職  
掌遷於侍中仍少納言只掌鈴印等事

無刊記整版本 同

また、本文はそのまま、『職原鈔弁疑私考』が疑いを示した本文に対しては、無刊記整版本の当該部分を罫線で囲むという処置を施す。

大丞二人	<small>相當正六位下 唐名吏部郎中</small>
少丞二人	<small>相當從六位上 吏部侍郎職侍中著緋初出茶 而叙爵時事也</small>
當省并民部丞謂之二省丞必可給爵	
者所任也但式部者可然諸大夫	<small>云良</small>
也任之民部者侍之中宿老重代輩任	
之号民部大夫五位是也假令檢非違	
使受領等次也抑當省丞者依闕所任	

『職原鈔校訂』上卷 二十六丁表

この箇所は『職原鈔弁疑私考』が上巻「辨職原鈔中有差失」の「式部大少丞」項で、

是按此註コ、ニ繫ラサルコトナリ。又侍郎ハ輔ノ唐名是ヲ丞ニアツルモ非ナリ。元此詩ハ藤原在衡アキヒラニ世号粟田大  
 臣是也。延長六年七月廿五日式部少輔ノ從五位下トシテ。藏人ニ補シテ殿上セラレシヲ。橘正通方賀シ贈ケ  
 ル詩ナリ。然ルヲ六位藏人ノ式部大丞。叙爵シテ官職ヲ去テ。殿上ヲ下ルコトニ思差ヒケルヤ。舊本ニモ此事  
 出タリトイヘトモ。是必後人ノ付會ナランカ。

(上卷二十二丁)

と疑問を呈したところであつた。

念のため『職原鈔校訂』が底本として無刊記整版本を利用したことの確証を挙げておこう。それは次に掲げるよ  
 うに無刊記本乙本と匡郭の欠損の一致が見出されることから立証できる。

縫殿寮

唐名尚衣局  
掌裁縫事

頭一人

唐名無權官  
相當從五位上  
唐名尚衣奉御  
或服庭令

彩縫監  
諸大夫五位任之

助

權  
相當正六位下  
唐名尚衣少監

同六位任之

允

大  
唐名尚衣直長

六位任之

屬

大  
唐名尚衣令史

陰陽寮

唐名司天臺  
或云大史局

掌天文曆數事昔者一家兼兩道而賀

縫殿寮

唐名尚衣局  
掌裁縫事

頭一人

唐名無權官  
相當從五位上  
唐名尚衣奉御  
或服庭令

彩縫監  
諸大夫五位任之

助

權  
相當正六位下  
唐名尚衣少監

同六位任之

允

大  
唐名尚衣直長

六位任之

屬

大  
唐名尚衣令史

陰陽寮

唐名司天臺  
或云大史局

掌天文曆數事昔者一家兼兩道而賀

『職原鈔校訂』上卷二十二丁裏

無刊記(乙)本 上卷二十二丁裏

しかし、延享版『職原抄校訂』は、無刊記(乙)本の版面すべてを無条件に踏襲しているわけではない。一丁すべてを新刻した箇所も見出される。

近代強不任之	
典 <small>イ</small> 益 <small>イ</small> 大 <small>大</small>	相當從七位下
火 <small>火</small>	唐名門僕
相當從八位上	
同前	
太皇太后官職	帝王祖母也 <small>云</small>
皇太后官職	帝王母也 <small>云</small>
皇后官職	帝王妻也 <small>云</small>
已上謂之三官	和漢同之
中官職	帝王妻也

無刊記整版 上卷十九丁表



同道被官門生等任之

屬大 相當從八位下 唐名司天主簿  
屬少 相當大初位上

陰陽博士權 相當正七位下  
唐名大卜正

同道五位已上任之

陰陽師權 相當從七位上  
唐名大卜師

近來強不任之歟

曆博士權 相當從七位上  
唐名司曆 或司曆正保

曆道任之近代五位已上任之

天文博士權

相當正七位下  
唐名司天 又靈臺郎

天文道任之近代五位已上任之

漏刻博士權 相當從七位下 唐名  
司辰 或司辰司刻 擊壺正

五位六位共任之

内匠寮タクミノウラ

今外 唐名少府  
掌工匠事但近代木工修理。知  
其事頗似無其實

頭一人無權官 相當從五位上  
唐名少府監 或中匠令

諸大夫及諸道五位等任之

『職原抄校訂』上卷 二十三裏(新刻、右)・二十四表(左)

また、無刊記整版(乙)本に依拠していながら、『校訂』内題の「職」字は無刊記本身扁の「職」とは異なり、通行の耳扁に作り、「漏刻博士」条は乙本の「挈壺郎」ではなく甲本の「挈壺正」に一致するなど、延享版と無刊記整版本との関係は一筋縄では解けない点もあつて、さらなる検討を要する。

#### 四

速水房常『職原抄校訂』の「校訂」内容が、その師壺井義知の『職原抄辨疑私考』によるものであることを、具体的に指摘しよう。まず『辨疑私考』の内容を、上中下巻それぞれの目次によって示し、その指摘に従つたと思われる「校訂」の一端を紹介する。

#### 卷之上

辨<sup>ス</sup>下<sup>テ</sup>職原鈔非<sup>ル</sup>在<sup>ニ</sup>芳野<sup>ニ</sup>作<sup>ル</sup>上<sup>ニ</sup>

辨<sup>ニ</sup>職原鈔<sup>、</sup>題號非<sup>レ</sup>舊<sup>ニ</sup>

辨<sup>ニ</sup>職原鈔<sup>、</sup>官目<sup>ヲ</sup>拋<sup>ル</sup>大間<sup>ノ</sup>次序<sup>ニ</sup>

辨<sup>ニ</sup>職原鈔<sup>、</sup>文間引<sup>ニ</sup>拋<sup>ス</sup>諸書<sup>ヲ</sup> 十九條

辨<sup>ニ</sup>職原鈔<sup>、</sup>中有<sup>ニ</sup>別<sup>ノ</sup>意旨<sup>一</sup> 三條

辨<sup>ニ</sup>職原鈔<sup>、</sup>中有<sup>ニ</sup>差失<sup>一</sup> 三十四條

#### 卷之中

辨<sup>ス</sup>下<sup>ト</sup>職原鈔印本<sup>ト</sup>與<sup>ニ</sup>舊本<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>差<sup>ル</sup> 五十五條

辨<sup>ニ</sup>職原鈔印本<sup>ノ</sup>文有<sup>ル</sup>省略<sup>一</sup> 二條

辨<sup>三</sup>職原鈔<sup>ノ</sup>印本<sup>ノ</sup>文有<sup>ル</sup>增加<sup>一</sup> 七條

辨<sup>三</sup>職原鈔<sup>ノ</sup>印本<sup>ノ</sup>文亂<sup>レ</sup>次序<sup>一</sup> 二條

辨<sup>二</sup>職原鈔<sup>ノ</sup>氏尔波<sup>ノ</sup>點有<sup>ル</sup>違<sup>一</sup> 六條

卷之下

辨<sup>ス</sup>職原鈔<sup>ノ</sup>中相當<sup>ノ</sup>位階有<sup>ル</sup>遺脱<sup>一</sup> 二十七條

辨<sup>三</sup>職原鈔<sup>ノ</sup>中相當<sup>ノ</sup>位階有<sup>ル</sup>差誤<sup>一</sup> 二十三條

辨<sup>二</sup>職原鈔<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>註<sup>スル</sup>唐名不<sup>レ</sup>出准后<sup>ノ</sup>手<sup>一</sup>

辨<sup>三</sup>職原鈔<sup>ノ</sup>補遺非<sup>ル</sup>桃華<sup>ノ</sup>禪閣<sup>ノ</sup>作<sup>一</sup> 二十六條

辨<sup>二</sup>清式部<sup>ノ</sup>小輔秀賢<sup>ノ</sup>後附<sup>一</sup> 二十五條

「辨職原鈔中有差失」（上卷）では、一例を挙げれば、大蔵省の項、「此省掌諸国租税」（上卷三十八才）という『職原抄』の本文に対し、『辨疑私考』は

按大蔵省ノ租税ヲ掌ルコト令式ニナシ。其租税ハ民部省ノ掌ル所ニシテ。大蔵省ノ知ル所ニアラス。是調庸ノアヤマリナランカ（上卷二十四ウ）

と述べ、『令義解』や『続日本紀』の例文を挙げる。それを承けて『校訂』本は「租税」の左傍に圈点を付し、右傍に「調庸」と補刻する。

「辨職原鈔印本與舊本有差」（中卷）は、

職原鈔印本ト舊本校合スルニ差アリ。今此書ニ於テ言フモノ。印本ノ差誤アルノミヲアケテ。舊本ノ正シキ文ヲ註シテ。其是非ヲ左ニ辨ス

として、五十五条の多きを指摘する。

たとえば、神祇官条の「伯」項の、「彼流四五品之時給源姓」（上卷三才）の「品」字を、「旧本」すなわち無刊記整版以前の古本が「位」に作り、かつそれが正しいという指摘を承け、『校訂』は「品」に「位」を傍記する。

なお『私考』はこの条の最初で、神祇官条の「又神國之故以當官以太政官之上乎」（上卷二ウ）を取り上げ、「以」字が旧本すなわち無刊記整版以前の古本で「置」に作るのを是とし、また太政官条の「右左之扶翼」（同六ウ）の「右左」が、同じく「旧本」で「左右」に作るのを是とする。

しかし『校訂』が依拠した無刊記整版（乙）本は古写本や勅版と同様もともと「置」、「左右」であり、それを「以」、「右左」に誤り作るのは無刊記整版（甲）本であった。この記述によって、壺井義知が拠った「印本」が甲本であったことがわかる（正保版、万治版、延宝版も乙本に同じ）。

次いで「辨職原鈔弓尔波点有違」条では、

凡諸書ニ點ヲ加ルハ。氏爾乎波ヲ以テ要トス。若氏爾乎波ノ違アラハ。必其事理ヲ失ハム。然ニ職原鈔ノ氏爾乎波旧記ニ違者多シ。今嘗五六処摘挙テ其是非ヲ左ニシルス。其餘及名目ノ連聲和語ノナラハシ事多ケレハ此書ニシルサス

として、版本の訓点、送り仮名の誤りを指摘する。神祇官条の「第十代 崇神天皇漸畏神威鑄改鏡劔」（上卷二表）の「畏神威」の版本「神威ニ畏レ」の訓みに対し、

是ハ嚴憚ノ御意ニシテ鏡劔ヲ鑄改玉ヘハ。諡モ亦崇神天皇ト奉尚セリ。（中略）神意爾畏ト讀トキハ戰慄ノ意トナリテ諡号ノ意ニ叶ヘカラサレハ。神威乎畏ト点ヲ加テ是ナランカ

という根拠を示して、訓を改め、また蔵人所条の「管領職事承仰」を版本が「管領職ノ事」訓むのに対して、「管領ノ職事トハ頭二人ノ中上主ニ定タル人ヲイフ」故に、「管領職ノ事」ではなく「管領ノ職事」と訓むべきことを

いい、『職原鈔校訂』はいずれもそれに従う。

その他、巻下「辨職原鈔中相當位階有遺脱」、「辨職原鈔中相當位階有差誤」では、官職に対する相當階位についての記述の脱や誤りを、「官位令」によって補正する。たとえば中務省陰陽寮の条で、「允」を『職原抄』が「允 大少 唐名司天丞 大史丞」（上卷二十三表）としか記さない点につき、

令式ノ所見。陰陽允ハ小寮ノ允ニシテ大少ヲ分タス。但後世假ニ大少ヲ分ツトイヘトモ。大少允共ニ相當從七位上ニシテ。令條ノ如シ。

と説き、『校訂』はそれを承けて、

（陰陽寮） 允 大少 大少共相當從七位上

唐名司天丞 大史丞

と補う。

このような房常『校訂』本における校訂内容の、壺井義知『職原抄辨疑私考』への全面的ともいえる依拠を、しかし房常は『校訂』のどこにも記していない。房常はなにゆえ跋文（前掲）などでその師壺井義知の業績、あるいは『職原抄辨疑私考』という著作に言及しなかつたのであろうか。

『校訂』だけではない。同じことは房常によって宝暦十一年に上梓された（刊記）有職の啓蒙書『職原須知』の場合にも指摘できる。『須知』は「幼童の名目を覚ゆるたより」（跋）とした小冊である。この書においても房常は、前掲の陰陽寮の「允」条について、「大少共ニ從七位上」とするなど、随所に壺井義知『職原抄辨疑私考』の成果の踏襲がみられるだけでなく、写本で伝わる義知の著作『職原仮名鈔』の記述を襲ったと思われる箇所があるにもかかわらず、次に掲げるその「跋」には、義知の名も『辨疑』あるいはその他の義知著述の書名もない。

先に官位小鑑といふ書あり 寛文十一年の比河野通典是を鈔出し梓にちりはめ今世にありといへとも不勘の所

数多なる故改め正さん事を書肆予に乞 　よて今度職原鈔の官次により書改官位職の員数相當職掌の大概を記す  
唐名は一向除くへしといへとも本書にあるにまかせて合不合を論せずのみ 　并に女官僧官位口宣 　宣  
旨 　位記等のことをのす 　たゞ粗略に言葉短かくして小冊になるを専とす 　実に幼童の名目を覚ゆるたよりに  
もならんかし

宝曆七年初秋日

方巾齋房常書

このような『職原抄』注釈をめぐる師壺井義知と門弟速水房常との間に微妙な気配を感じるのは思い過ごしであ  
ろうか。房常にはまた、義知の説を集成、補訂したという大部の書『職原鈔通考』がある。内閣文庫本によつて、  
享保十五年に記された房常の跋文は左のごとし。

此職原鈔の真名鈔は壺井鶴翁先師の鈔なり 　過年考へ書入らるゝ故に太祥に成就せし也 　然とも未清書にも及  
はて有しを予清書をとけ 　且所々へ予の考も書入其功畢りぬ 　今度位署書式別巻となす 　よて全部二十一巻也  
しかあれとも書名も付られず 　たゞ職原鈔真名鈔とのみいひし 　爰に平野におはしましける前亜相韶光卿へ予  
か清書の本を御覧に入れ書名たまはらん事を申請しかは 　職原鈔輯考と賜りぬ 　實に是職原鈔一部の至極の秘  
書たるものなり 　假令門人たりといへとも輒傳授せしむへき書にあらず 　能く其人の執心を見届る上ならでは  
授与すへからず 　その輯め考る書は國史令格式其他百家の記録等より鈔出せり 　今度清書の功畢りぬれば拾ひ  
尽せしやうなれとも松の葉のちりうせさるかことくして又々拾ひ残れる事もあらさらむ 　後世いるかせにして  
捨る事なかれ

全篇二十一巻以愚筆書之畢

享保十五年庚戌十二月下旬 　速水藤原房常

この跋によれば、房常は義知の稿本の清書をしたただけでなく、「所々へ予の考も書入」れて、『職原鈔通考』と名

付けられたこの書を完成させたことになる。このような義知の学への房常の寄与を考えると、『職原鈔校訂』における房常の態度も理解できないことはない。しかし、もし『校訂』本の出版が壺井義知生前であったなら、義知への無視は許されなかったのではないか。さらに弟子房常の名による『校訂』本出版ははたして可能であったかどうか。壺井義知の没年は享保二十年（一七三五）享年七十九歳、『校訂』刊行の享保四年（一七四七）は義知没後十二年である。

この師弟関係についての考察は、今後の課題とする。

付 無刊記本・校訂本異同一覧

・振り仮名・送り仮名

無刊記（乙）本

房常『校訂』

職原抄

職原鈔

神（声点アリ）武（声点アリ）

神（なし）武（なし）

天皇定（サタメ玉）

天皇定（玉フ）

大殿（オホトノ右 ミアラカ左）

同（ミアラカ右 なし左）

河上（カハカミ）

同（カハカミ右 ホトリ左）

祭主（マツリノヌシト）

同（マツリノツカサト）

神國（ナルカ）

同（タルカ）

甲本（ナルカ）

1才①  
1ウ⑤  
1ウ⑤  
1ウ⑦  
2才⑦  
2才⑧  
2ウ④

統領(スヘース)

同(ス右 スヘヲサム左)

4ウ④

皇極(クワウキヨク)

同(なし)

6才②

爾来(シカシヨリコノカタ)

同(なし)

6ウ⑦

刑部親王(なし)

同(ヲサカベ)

7才①

列(ス)

同(ント)

7ウ④

次(ツイツ)

同(ント)

7ウ⑥

帯(ス)

同(スルハ)

8才⑥

周公旦(シユクタン)

同(なし)

8ウ②

攝(シム)政(ヲ)

攝政(ス)

8ウ④

攝政(シ玉フ)

甲本(なし)

9才②

正帝(セイテイニ)

同(ス)

9才②

中務省ナカノマツリコトスルツカサ

同(セウテイニ)

9才②

ナカノマツリコトノツカサ或説

甲本(セイテイニ)

9才②

ナカノマツリコトノツカサ或説

中務省ナカノマツリコトスルツカサ

16ウ②

ナカノマツリコトノツカサ或説

ナカノマツリコトノツカサ或説

16ウ②

侍従(オホトヒト ヲモノヒト)

侍従(ヲモトヒト)

17ウ⑤

監物(ケンモツ オロシモノ、ツカサ)

監物(オロシモノ、ツカサ)

18ウ⑤

主殿寮(トノモリノ)

主殿寮(トノモリノ)

42才①

(常二八トノモント云)

・本文

上卷

四五品

任祭主

史 唐名大常主簿

實親

名家

在襖褌

相當正從三位 今從二位

相當今從三位

大寶二年

慶雲四年

相當正四位下

其外皆

掾若内官

左右大丞

四五位

補祭主

史 大相當正八位下 唐名大常主簿

少相當從八位上

實(○公)親

名家(○○左)

皇子在襖褌

相當正三位「今從二位」

相當 從三位

大寶元年

慶雲四(○二)年

無相當

其外(○毎年)皆

掾(目史生)若(○)内官

左右大(○)丞

3才②

3才⑥

4才②

7ウ⑥

8才④

9才①

9ウ⑤

10ウ⑤

10ウ⑦

11才①

11ウ①

12ウ①

12ウ④

13ウ⑦

或左右大都事

唐名行署

唐名掌國

被官

但異朝中書令上置監然以

大輔比于監無其謂

大少録

又文主監

主典相當從七位上

太皇太后等

昔ノ八百人

なし

大 相當從八位下

少 唐名司天主簿

允 大少 或無大少

属 大 相當從八位下

少 相當大初位上

允 大 唐名司天丞 大史丞

左右大都事

左右唐名行署(〇〇)

左右唐名掌固

被官(〇〇)

但異朝中書令上置監然以

大輔比于監無其謂

大少録 大 相當正七位上

少 相當正八位上

又主監

主典相當大初位上

太皇(〇皇)太后

昔八大舍人八百人

凡諸寮頭権官有無不同

大 相當從八位上

少 相當從八位下

允 大少

属 大

少

允 大 大少共相當從七位上

1 5才④

1 5ウ⑥

1 6才①

1 6才②

1 7才③

1 7ウ④

1 8ウ⑤

1 8ウ⑦

1 9ウ④

2 0ウ④

2 0ウ⑤

2 1才②

2 2才⑥

2 2才⑧

2 3才⑧

少

属 大 唐名司天主簿

少

挈壺郎

修理知其事

中務被官也

近代親王

近代儒中

七省丞相相當皆同

丞又云侍郎 吏部侍郎職

侍中著緋初出紫微官云々 是六位藏人為

式部丞而叙爵時事也

謂之二省丞

其職

凡諸寮頭權官有無不同

允 大 相當七位

必轉于參議也

近代五位官也

算博士二人 相當從七位上

少 唐名司天丞 大史丞

属 大 相當從八位下 唐名司天主簿

少 相當大初位上

挈壺正

修理知(專)其事

中務被官(○管)也

近代(○○)親王

近代(○○)儒中

なし

丞又云侍郎 吏部侍郎職

侍中著緋初出紫微官云々 是六位藏人為

式部丞而叙爵時事也

謂之二省丞(○○○○○)

其職

諸寮頭權官有無不同

允 大

必轉于參議(○政)也

近代五位(○已上之脱敷)官也

算博士二人 相當正七位下

2 3 ウ②

2 4 才③

2 4 才⑤

2 4 ウ④

2 5 才②

2 5 ウ⑤

2 6 才①

2 6 才④

2 6 ウ③

2 6 ウ⑥

2 7 才⑧

2 7 ウ④

2 8 才②

2 8 ウ⑤

唐名算学博士

唐名算学博士

作七旬耆老

作(○為)七旬耆老

2 9 ウ ⑤

頼元又繼父跡

頼元又繼(追)父跡

2 9 ウ ⑦

雅楽寮 唐名大楽

雅楽寮 唐名大楽署

3 1 才 ③

属大 唐名大楽府

属大 唐名大楽府(○主簿)

3 1 ウ ③

相當正六位上

相當正六位下

3 2 才 ①

唐名鴻臚丞

唐名鴻臚丞 六位侍任之

3 2 才 ③

員外郎歟

なし

3 3 才 ⑥

當頭助為重任

當(寮)頭助為重任(改刻丁)

3 4 才 ⑥

治部刑部

(○近代歟)治部刑部

3 5 才 ④

四品

四品(○位)

3 5 才 ④⑤

佑 唐名布護少尹

佑 相當正八位上  
唐名布護少尹

3 6 才 ⑤

正八位官

正(○)八位官

3 6 才 ⑥

相當大初下

相當大初(位)下

3 6 才 ⑦

訴訟當省

訴(○争)訟當省(○官)

3 6 ウ ②

司直許事

司直評事

3 7 才 ⑧

中判事一人近代不任之

中判事一人相當正六位下

3 7 ウ ②

近代不任之

属大 唐名大理録事 許事主簿

少

令史 唐名獄史

属大 相當正七位下 唐名大理録事

少 相當正八位下 評事主簿

令史大相當大初位上 唐名獄史

少相當大初位下

周礼地官吏

周礼地官吏(〇戸)

諸国租税

諸国租税(〇〇調庸)

令史 唐名織染史

令史 相當大初位下

唐名織染史

百工事當省所掌也

百工事當省(〇官)所掌也

大夫一人 権大夫一人 唐名大官令

大夫一人 権大夫一人 唐名大官令

相當正五位下元正五位上

相當元正五位上弘仁

弘仁改從四位下云々

改從四位下云々

殿上四位五位

殿上(〇人)四位五位

進大 唐名大官丞

進大 相當從六位下 唐名大官丞

少

少 相當正七位上

大炊寮 唐名大倉署

大炊寮 唐名大倉署

掌諸国御稻田及公私熟食等事

掌諸国(〇〇畿内)御稻田及公私熟食等事

属大 唐名大倉史云々

属大 唐名大倉史

少

少

4 1 ウ⑧

4 1 ウ②

4 0 ウ⑥

4 0 才⑦

4 0 才⑤

3 9 ウ②

3 9 才⑧

3 8 才⑤

3 8 才④

3 8 才①

3 7 ウ⑤

主殿寮 唐名尚舍局

掌殿上殿下洒掃事

助權 相當從六位下

唐名大醫正云々

正親司 唐名宗正寺 掌皇親籍事

令史 唐名宗正錄事

今代不任正以奉膳擬正

一流之外他人不居

令史 唐名尚食史

令史 唐名良醞史

同上諸道中雖六位又任之

令史 唐名采女史

正一人 相當從六位上 白漿令

唐名上林蔵氷

主殿寮 唐名尚舍局

掌殿上(〇〇)殿下(〇庭)洒掃事

助權 相當從六位上

唐名大醫正云々

正親司 唐名宗正寺

掌皇親名籍事

令史大相當大初位上 唐名宗正錄事

少相當大初位下

今代不任正以奉膳擬正

一流之外他人不居

令史 相當代初位上

唐名尚食史

令史 相當大初位上

唐名良醞史

同上(〇〇)諸道中雖六(〇七)位又任之

令史 相當大初位下

唐名采女史

正一人 相當從六位上

唐名上林令 白漿令

4 2 才①

4 2 ウ③

4 4 才④

4 4 才⑧

4 4 ウ⑤

4 4 ウ⑦

4 5 才⑤

4 5 才⑧

4 5 ウ②

4 5 ウ④

令史 唐名上林監事

令史 相當少初位上

4 5ウ⑧

中務者卿以下

唐名上林監事

中務者卿(○輔)以下(○上)

4 6才②

准拋異朝

准拋異(○唐)朝

4 6才③

八省被官諸寮

八省被官(○管)諸寮(○司)

4 6才④

職原抄上卷終

職原鈔上卷終

4 6ウ

下卷

親王或大納言

親王或大(○又)納言

1 才⑥

疏大 唐名御史錄事

疏大 相當正七位上 唐名御史錄事

1 ウ⑧

少

少 相當正八位上

令史 唐名市錄事

令史 相當大初位上

3 才④

唐名市錄事

右京職 同左

右京職 同左京

3 才⑤

西市司 同東

西市司 同東市

3 才⑥

大夫

大夫一人

4 才⑦

名家四位有人望

名家四位有(○才)人望

4 ウ⑦

大進一人權三人 相當元從六位上

大進一人權三人 相當 從六位上

5 才②

属大少 唐名詹事錄事

属大 相當正八位下 唐名詹事錄事

5 才⑧

主膳監 唐名典膳局云々  
 佑 令史  
 佑 令史  
 佑 令史  
 重代侍等所望補  
 重代諸大夫補之  
 允大少  
 属大少  
 次官 判官 主典  
 進大少 唐名匠作丞  
 属大小 唐名匠作録事  
 近代常不任之可任者  
 防鴨河使

少 相當従八位上  
 主膳監 唐名典膳局  
 佑 (相當正八位下) 令史 (相當大初位上)  
 令史 (相當少初位下)  
 令史 (相當少初位下)  
 重代侍等所望補 (○任)  
 重代諸大夫 (○被) 補之  
 允大 相當正七位下  
 少 相當従七位下  
 属大 大少共相當従八位下  
 少  
 次官 (相當従六位上) 判官 (相當従七位上)  
 主典 (相當従八位下)  
 進大 相當従六位上 唐名匠作丞  
 少 相當従六位下  
 属大 相當従七位下 唐名匠作録事  
 少 相當従八位上  
 近代常不任 (○補) 之可任 (○補) 者  
 防鴨 (○) 河使

5ウ④  
 5ウ⑥  
 5ウ⑧  
 6才③  
 6才⑤  
 6ウ⑤  
 6ウ⑥  
 7才①  
 7ウ⑥  
 7ウ⑦  
 9才①  
 9ウ③

已上除目任之

已上除目任(○為歟)之

9ウ⑥

醫道四位已下任之

醫道四位已下任(○補)之

10才②

但不載除目

但不載除目 宣下官

10才⑤

宣下官

雖非參議補之

雖非參議(○四位)卜補之

11才⑧

才幹有職

才幹有識

11ウ⑤

諸大夫不任之而光賴卿初任之

諸大夫不任(○補)之而光(○顯)賴卿初任(○補)之

11ウ⑥

真実追捕犯人

(○近代) 真実追捕犯人

13才⑤

違奮例也

違奮例也(○乎)

13ウ④

橘氏者昔橘家有昇納言已上

橘氏者昔橘家(○○)有昇納言已上

15ウ⑧

内侍者宦者任也

内侍者宦(○宦)者任也

17ウ③④⑥

非參議大辨猶不着其下

非參議大辨猶(○獨)不着其下

18才⑧

三條摂政

三條摂政(○兼家公)

19ウ②

先任八省輔

先(○或歟)任八省輔

19ウ⑧

次任勘解由次官

次(○或歟)任勘解由次官

19ウ⑧

次任廷尉佐

次(○或歟)任廷尉佐

19ウ⑧

所謂三事兼帶

所謂三事兼帶(○是也)

20才⑤

猶帶辨是又清撰也

此三十字旧本本行也

20才⑥

器者去辨任他官也 是故頭辨為規模

猶帶辨是又清撰也 若雖稟其家非其

器者去辨任他官也 是故頭辨為規模

殆失於身者也

殆失於(○出)身者也

2 0 才⑥

書加其名

書加其(○職歟)名

2 2 才②

六位侍可然輩之補之

六位侍可然之輩補之

2 2 才⑧

歷代因准

歷代因准(○循歟)

2 2 才⑥

國造乃國司名後改云守也

國造(○○)乃國司(○○)名後改云守(○)也

2 3 才②

有大掾 有少掾

有權大掾 有權少掾

2 3 才④

掾 相當從八位下

(令外)掾 相當從八位下(○○○○○○)

2 4 才③

常儀參議兼國

常儀(○○近代歟)參議兼國

2 5 才②

記事 唐名都護錄事

記事 相當正七位上

2 6 才⑥

唐名都護錄事

養老二年

養老二(○三)年

2 7 才③

聖武天皇二年

聖武天皇二(○元)年

2 7 才④

土左

土佐

2 8 才⑦

間依請任之

間依(○雖)請任之

3 0 才③

譜代上臈任之

譜代上臈任(○兼歟)之

3 1 才⑥

氏宗公

氏宗(○公)公

3 1 才②

其職掌大略同大臣

其職掌(○○儀)大略同大臣

3 1 才③

實朝公是也非常之極也

實朝公是也非常之極也(○歟)

3 2 才②

叙四位時去職

叙四位時去(〇其)職

3 2ウ④

兵杖

兵杖(〇仗)

3 3ウ⑥

外衛

外衛(〇〇)

3 4才①

元者衛士府

元者(〇云)衛士府

3 4才③

但源賴家朝臣任左衛門督別儀 歟

但源賴家朝臣任左衛門督別儀 歟

3 4才⑦

旧本十四字本行

志大 唐名金吾録事

志大 相當正八位下 唐名金

3 5才⑤

少

少 相當從八位上 護録事

同前

同前(〇〇)

3 6才④

謂之幕府漢書註

謂之幕府漢書註(〇〇)

3 7ウ⑥

漢書師古曰戲諸軍之旌麾也

漢書師古曰戲諸(〇謂)軍之旌麾也

3 7ウ⑧

所以專刑戮

所以專刑戮也

3 8才②

鎮守府

鎮守(〇)府

3 9ウ⑥

副將軍二人 中古以來府任之

副將軍二人無相當 中古以來府任(〇補)之

4 0ウ②

可補此職歟

可補(〇任)此職歟

4 0ウ⑤

未置鎮守

未置鎮守(〇府)

4 1才⑥

忠文朝臣任征東將軍

忠文朝臣任(〇補)征東將軍

4 1ウ④

其弟仲舒

其弟仲(〇忠)舒

4 1ウ④

被任征夷大將軍

被任(〇)征夷大將軍

4 2才①

賴家朝臣

任

諸臣

名家

或人

此兩卷

抄出之本

正一位 唐名文散位

天平勝寶二年

嘉元三年

名家

唐名特進 或上柱國

正廣三

少將永久

采女主水佑中下國

正九位上 唐名儒林郎

中國目等相當也

大初位上下 唐名 登仕郎

相當同之

賴家朝臣(〇〇卿)

任(〇)

諸臣(〇)

名家(〇〇)

後 或人

前 此兩卷

鈔出之本

正一位 唐名文散位(〇〇〇〇〇)

天平勝寶二(〇元)年

嘉元三(〇〇〇永仁七)年

名家(〇〇)

唐名特進 或上柱國(〇〇〇〇)

正廣三(〇貳)

少將永(〇承)久

采女主水佑中下(〇)國

大初位上下 唐名上儒林郎

下登仕郎

中國目等相當也

4 2才②

4 2才⑤⑥⑦

4 4才③④⑤

4 5ウ④④⑥才①

4 8才①

4 8才⑧

4 8ウ①

補1才①

補1才②

補1ウ①

補1ウ③

補1ウ④

補1ウ⑤⑥

補2才③

補5才③

補5才④⑤

下 時任郎

下 將任郎

補 5才⑥

任

任(○補)

補 5ウ②③④⑤補 6才②

此抄者北畠准后

此鈔者北畠准后

補 6才⑧

東豎司

東豎司

後 1才⑦

掌蔵四人 掌出納綵帛賞賜之事

掌蔵四人 掌出納綵帛賞賜

後 2才②

掌縫四人 掌命婦參見朝會引導之事

掌縫四人 掌命婦參見朝會引導

後 4ウ③

雖為三品

雖為三品(○位)

後 5才⑧

力不及事歟

力不及事歟(○也)

後 5ウ③

不可例

不可(○為)例

後 5ウ⑥

院御許

院御許(○計)

後 5ウ⑦

建曆比

建曆(○之)比

後 6ウ③

父雖坊官

父雖(○為)坊官

後 6ウ⑦

或國名ヲモヨヒ

或國名(○)ヲモヨヒ

後 7ウ①

不取御服

(○中臈)不取御服

後 7ウ⑥

着紺紫小袖帷事

着紺紫小袖帷事(○也)

後 7ウ⑥

近代華族

近代華族(○飭歟)

後 8才①

近代漸零落

近代漸(○所令)零落

後 8ウ①

刀自 貞

刀自 貞(○負)

後 8ウ⑥

近日兼貞

近日兼貞(○刀自)

後 9才③

無指俸禄

無指俸禄(季イ)

後9才⑤

十二人華族

十二人華族(〇飭歟)

後9才⑦

御殿調度

御殿(〇)調度

後9ウ⑧

家司 下家司

家司 下家司(〇〇〇〇〇)

後11才⑦

法眼 律師 准五位

法眼 律師 准(〇殿上)五位

後11ウ④

地下五位

地下五(〇四)位

後11ウ⑤

治部省解僧位

(〇得)治部省解(〇僧)僧位

後12才⑧

行守字令云

行守字(〇官位)令(〇義解)云

後14才①

文武官云々

文武官云々(〇〇)

後14才②

高為守謂若以無位人

高為守(〇義解)謂若以無位人

後14才③

近代不謂相當

近代(〇〇)不謂相當

後14才⑤

相當官又有行字事

相當官又有(〇守)行字事

後15才⑤

修理宮城使判官次官

修理宮城使判官主典

後16ウ③

造寺長官同上鎮守府將軍

造寺長官同上(〇〇)鎮守府(〇〇〇征夷大)將軍

後16ウ③

久安四年正月二十七日

久安四年正月二十七(四)日

後18才⑧

宜為定数

宜(〇永)為定数(〇員)

後18ウ①

不可取上者

不可取上(〇〇載闕官帳)者

後18ウ②

左右兵衛

左右兵衛(〇尉)

後18ウ③

官位相當略頌

官位相當略頌自是以下依有誤不用之

後19才①